

告 示

埼玉県告示第千二百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

神明神社鳥獣保護区

二 区域

久喜市菖蒲町内における神明神社の境内及び参道（三・四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は、久喜市菖蒲町上柏間に所在し、埼玉県の北東部に位置する。地形的には元荒川をはじめとする多くの河川の氾濫原の中になり、北西から南東にのびる埋没台地上の微高地の北東端に位置している。

また、当該区域社叢内のスギ大径木ではオオタカの営巣が確認されている。オオタカは国のレッドデータブックで準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さく、生息条件の変化によつては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）、本県のレッドデータブックでも絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）に指定されており保護繁殖の必要がある。そのほかにもトラフズク（本県のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類（絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）、ニュウナイスズメ（同じII類に分類）、チヨウゲンボウ（同準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種で、環境条件の評価によつて容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）に分類）等の希少鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチのような本県のレッドデータブックの地帯別危惧種（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）も生息していることが確認された。これらの希少生物の良好な生息域として保全される必要がある。

更に、久喜市菖蒲町上柏間地域は元荒川と見沼代用水に挟まれた低地である。その低地の中でも神明神社周辺は微高地となつており、久喜市の中で野生生物

の生息地が確保できる環境だと考えられる。

加えて、神明神社社叢は昭和五十二年に県指定の天然記念物に指定され、昭和五十八年には「ふるさとの森」の指定も受けている。このことからも水田地帯の中で重要な緑地空間となつており、野生生物の居住地として保全されることが望まれる。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護を図る上で重要な地域であることから、身近な鳥獣生息地として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に基づき鳥獣保護区に指定するものである。